

平成 28 年度ひとり親家庭高等職業訓練促進資金募集要項

1. 目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸付し、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的としています。

2. 貸付対象者

青森県内に住民登録をしている方で、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受け、養成機関の課程を修了した後、青森県内において、取得した資格が必要な業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事する意思のある方

3. 貸付金の種類及び貸付額

- ・ 入学準備金 500,000 円以内（養成機関に支払う入学金、参考書等の納付金他）
- ・ 就職準備金 200,000 円以内（養成機関を修了後、資格を取得し、資格を活かした業務に就職するための費用）

4. 募集人数

- 入学準備金 13 名程度
- 就職準備金 13 名程度

5. 貸付利子

連帯保証人を立てる場合は無利子ですが、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は年 1%となります。

6. 連帯保証人

(1) 訓練促進資金の貸付を申し込む方（以下「貸付申込者」という。）が、保証人を立てる場合は、訓練促進資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担します。その保証債務は、延滞利子を含みます。

貸付申込者が未成年の場合は、貸付申込者の法定代理人（親権者等）が連帯保証人となります。ただし、法定代理人が連帯保証人として、債務を負担することが難しい場合は、親権者を除く扶養義務者等を連帯保証人として立てていただいても差し支えありません。

(2) 連帯保証人は、貸付申込者と同一市町村に居住する方とします。ただし、貸付申込者の世帯の状況から同一市町村に居住する連帯保証人が得られない特別な事情がある場合は、同一市町村以外に居住する方を連帯保証人としても構いません。

7. 返還の免除

訓練促進資金の貸付けを受けた方が、養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から 1 年以内（国家試験不合格の場合は、2 年以内。以下同じ。）に就職し、青森県内において返還免除対象業務に 5 年間従事（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上とする。）したときは、貸付金の返還が免

除されます。

ただし、この要件に該当しない場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月から 48 か月以内に一括又は月賦の均等払い方式等により、貸付金を返還していただくこととなりますので注意してください。

8. 申込み

(1) 訓練促進資金の貸付けを受けたい方は、居住する市町村を所管する福祉事務所を経由して、青森県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）に下記の書類を提出してください。

○提出書類

- ① 訓練促進資金貸付申請書（様式第 1 号）
- ② 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
- ③ 世帯全員の記載のある住民票
- ④ 平成 28 年度所得証明書
- ⑤ 申請者の振込口座の口座番号が確認できるもの（通帳のコピー等）

(2) 入学準備金の申請にあたっては、養成機関に在学していることを証明する書類を添付してください。

(3) 就職準備金の申請にあたっては、養成機関の課程を修了したことを証明する書類、取得した資格を証明する書類及び就職することが確認できる書類を添付してください。

ただし、下記の募集期間内に資格取得を証明する書類が発行されない場合は、資格取得に係る合格通知を提出し、後日、資格取得証を必ず提出してください。

9. 募集期間

- ・ 入学準備金 平成 29 年 1 月 4 日から平成 29 年 2 月 6 日まで
- ・ 就職準備金 平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

10. 貸付決定方法

県社協において審査を行い、貸付の可否を決定します。

貸付決定した場合は、決定貸付通知後、社会福祉法人青森県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約書（様式第 4 号）（以下「契約書」という。）を交わします。

11. 貸付方法

契約書に記載した交付日に、貸付申込者又は法定代理人が有する金融機関の口座へ振込みいたします。

12. 書類の提出先

居住する市町村を所管する福祉事務所へ提出してください。

13. お問い合わせ先・書類の提出先

〒030-0822 青森市中央三丁目 20-30 県民福祉プラザ 2 階
社会福祉法人青森県社会福祉協議会 生活支援課 TEL 017-723-1469